

**新規事業採択時評価結果一覧
(平成28年8月末現在)**

【公共事業関係費】

**【ダム事業(実施計画調査から建設段階に移行)
(直轄事業等)】**

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)		
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				
		便益の内訳及び主な根拠		B/C				
鳴瀬川総合開発事業 東北地方整備局	1,220	874	<p>【内訳】 被害防止便益:438億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:428億円 残存価値:8億円</p> <p>【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:126戸 年平均浸水軽減面積:127ha 流水の正常な機能の維持に関する便益: 流水の正常な機能の維持に関して筒砂子ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上</p>	733	<p>【内訳】 建設費 693億円 維持管理費 40億円</p>	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後の主な洪水は、昭和22年9月、昭和23年9月、昭和25年8月、昭和61年8月、平成14年7月、平成23年9月、平成27年9月がある。 平成27年9月関東・東北豪雨では、浸水戸数665戸、浸水面積3,808haの甚大な浸水被害が発生している。 ・鳴瀬川水系において、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合には、浸水世帯約18,800世帯、浸水面積は約17,800haに達する恐れがある。 ・平成6年には、近年で最も大きな渇水が発生しており、4月における古川観測所の月間降水量11mmは統計開始(昭和51年)以来の最低を記録し、梅雨期間の降水量は平年の70~80%程度であったことから鳴瀬川水系全体の約42%(7,896ha)で用水障害が発生した。 ・概ね100年に1回程度発生すると考えられる降雨による洪水を想定した場合、事業実施前後で、鳴瀬川流域で想定死者数(避難率40%)が49人減、電力の停止による影響人口が6,710人減などと想定している。 	水管理・国土保全局治水課 (課長 泊 宏)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他	
鶴岡第2地方合同庁舎 東北地方整備局	14	8	109	100	110	老朽、施設の不備を解消し、地域連携等の必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)
富士川地方合同庁舎 関東地方整備局	14	9	110	100	110	老朽、施設の不備を解消し、地域連携等の必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)
黒石税務署 東北地方整備局	6.3	2	117	100	133	耐震性の不足、老朽、分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)

※ 事業計画の必要性ー既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性ー採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果 ー通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
小型巡視船（P S型） 1隻建造 海上保安庁	28	6.2	整備しようとする小型巡視船（P S型）は、追跡捕捉能力、夜間監視採証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 上園 政裕)
大型巡視艇（30m型） 4隻建造 海上保安庁	62	2.1	整備しようとする大型巡視艇（30m型）は、追跡捕捉能力、夜間監視採証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 上園 政裕)
大型巡視艇（23m型） 1隻建造 海上保安庁	8.9	0.2	整備しようとする大型巡視艇（23m型）は、災害対応能力、操縦性能、夜間監視・採証能力等が強化されており、南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生時の救援等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 上園 政裕)
小型巡視艇（C L型） 3隻建造 海上保安庁	13	0.5	整備しようとするC L型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視採証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 上園 政裕)

・供用後の維持管理費は、各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
			事業計画の必要性	事業計画の合理性	事業計画の効果	その他	
第五管区の施設整備	15	16	100	100	110	五管区においては、近年様々な業務が増加しているが、一方で現在の庁舎が狭隘となっており、施設整備を行うことにより狭隘な環境の改善を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
小笠原海上保安署の施設整備(宿舎の整備)	20	0.7	100	100	110	巡視船艇の運航に携わる乗組員等の「宿舎」を整備することで、小笠原諸島周辺海域周辺海域における海上保安業務執行体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
小笠原海上保安署の施設整備(船艇用品庫の整備)	10	2.6	100	100	121	巡視船艇を運用するために必要な「船艇用品庫」を整備することで、小笠原諸島周辺海域周辺海域における海上保安業務執行体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
小樽海上保安部の施設整備(係留施設の整備)	1.1	0.4	100	100	110	巡視船艇を運用するために必要な「係留施設」を整備することで、石狩港周辺海域における海上保安業務執行体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
相馬海上保安署の新設に伴う施設整備(係留施設の整備)	1.0	0.4	100	100	110	巡視船艇を運用するために必要な「係留施設」を整備することで、相馬港周辺海域における海上保安業務執行体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
千歳航空基地の施設整備(燃料給油施設の整備)	1.7	0.6	100	100	110	航空機を運用するために必要な「燃料給油施設」を整備することで、千歳航空基地の海上保安業務執行体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)

- 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- 事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

- 事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

- 供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。